

(平成30年1月1日以降用)

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(一般措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの制度の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、この制度の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

制度の適用に係る会社の名称:

贈与者氏名:

受贈者(制度適用者)

住 所 _____
 氏 名 _____
 電話 () _____

| | | | |
|-------------------|-------------|--------|--|
| 贈与 税 理 士 | 所 在 地 | | |
| | 氏 名 | 電 話 | |

| 項目 | 確認内容(適用要件) | | | 確認結果 | 確認の基となる資料 |
|----------|---|---|-----|------|--|
| 贈与者 | (1) (2)の場合以外の場合ですか。 | はい | / | — | |
| | 贈与前のいすれかの日 | ① その会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じです。)を有していたことがありますか。 | はい | いいえ | ○ 登記事項証明書、定款の写しなど |
| | 贈与の直前(注1) | ② 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ③ 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者(会社の後継者となる者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) | はい | いいえ | ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など |
| | 贈与の時 | その会社の代表権を有していますか。 | いいえ | はい | ○ 登記事項証明書、定款の写しなど |
| | (2) その会社の非上場株式等について既に租税特別措置法第70条の7第1項、第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定(以下「一般措置」といいます。)の適用を受けている者等が、その会社の非上場株式等を贈与により取得する場合ですか。 | はい | / | — | ○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など |
| | 贈与の時 | その会社の代表権を有していますか。 | いいえ | はい | ○ 登記事項証明書、定款の写しなど |
| | 贈与の時 | ① その会社の非上場株式等の取得は、経営贈与承継期間の末日までに贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与による取得ですか(注4)。 ※ その会社の非上場株式等について既に一般措置の適用を受けている場合等には、①の要件の確認が必要となります。 | はい | いいえ | ○ 認定書の写し、株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など |
| | | ② 20歳以上ですか。 | はい | いいえ | ○ 戸籍の謄本又は抄本 |
| | | ③ 会社の代表権を有していますか。 | はい | いいえ | ○ 登記事項証明書、定款の写しなど |
| | | ④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) | はい | いいえ | ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など |
| | | ⑤ 後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) | はい | いいえ | ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など |
| 後継者(受贈者) | 贈与の日 | ○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。 | はい | いいえ | ○ 登記事項証明書、定款の写しなど |
| | 贈与の時から申告期限まで | ○ 対象受贈非上場株式等の全てを保有していますか。(注5) | はい | いいえ | ○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など |
| | 申告期限まで | ○ その会社の非上場株式等について、租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用を受けていませんか。 | はい | いいえ | ○ 特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など |

※ 2面に続きます。